



山形県公報

平成23年1月28日(金)
第2215号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……65
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁建設総務課) ……66
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………(河川課) ……67

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁建築課) ……70
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……73

## 告 示

### 山形県告示第62号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、因幡堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名 | 住 所           |
|----------|-----|---------------|
| 理 事      | 林 勇 | 鶴岡市小中島字猫作75番地 |

### 山形県告示第63号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年1月28日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成23年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長      |
|-------------------------------------|---|------|-----------------------|---------|
| 山形市薬師町二丁目440番3から<br>同 印役町一丁目14番28まで |   | 旧    | 39.8メートル<br>}<br>9.0  | 364メートル |
| 同                                   | 上 | 新    | 39.8メートル<br>}<br>9.0  | 同上      |
| 同                                   | 上 |      | 13.9メートル<br>}<br>12.0 | 226メートル |

**山形県告示第64号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年1月28日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成23年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 121号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長         |
|----------------------------------------|---|------|----------------------|------------|
| 米沢市大字入田沢字立石沢1612番5から<br>同 字太作沢1605番1まで |   | 旧    | 30.0メートル<br>}<br>5.0 | 10,460メートル |
| 米沢市大字入田沢字立石沢1612番5から<br>同 上まで          |   | 新    | 16.0メートル<br>}<br>6.0 | 75メートル     |

**山形県告示第65号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年1月28日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成23年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字長手字鬼釜1663番3から  
同 1574番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年1月28日

**山形県告示第66号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、寒河江市木の下土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域 寒河江市大字西根字木の下地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成22年12月2日から平成23年3月25日まで
- 3 作業の種類 公共測量（土地区画整理事業出来形確認測量の基準点測量）

山形県告示 第67号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部北村山建設総務課において縦覧に供する。

平成23年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系八鍬沢川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成23年1月18日
- 3 廃川敷地等の位置  
尾花沢市大字芦沢字ヲミ239地先（上流端）  
尾花沢市大字芦沢字ヲミ460地先（下流端）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 969.07㎡

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                        | 規 格                                                 | 公 募<br>戸 数 | 区 分              | 家 賃             |                                    |                                        |                                        | 金 額    | 摘 要    |                                        |
|------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------|------------|------------------|-----------------|------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------|----------------------------------------|
|                  |                            |                                                     |            |                  | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を<br>超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を<br>超え158,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が158,000円<br>を<br>超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営五十鈴アパ<br>ート1号  | 山形市大野目二<br>丁目2-52          | 住宅形式<br>3K<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>51.2<br>平方メートル | 1          | 一般用              | 14,700          | 17,000                             | 19,500                                 | 22,000                                 | 23,800 | 23,800 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額               |
| 同 馬見ヶ崎ア<br>パート2号 | 同 円応寺町<br>21-26            | 3DK                                                 | 1          | 同                | 17,800          | 20,500                             | 23,500                                 | 26,500                                 | 30,300 | 32,500 |                                        |
| 同 宮町アパー<br>ート1号  | 同 宮町二丁<br>目8-23            | 同                                                   | 1          | 同                | 22,100          | 25,500                             | 29,200                                 | 32,900                                 | 37,600 | 39,800 |                                        |
| 同 深町アパー<br>ート3号  | 同 深町一丁<br>目7-27            | 同                                                   | 1          | 同                | 22,300          | 25,700                             | 29,400                                 | 33,200                                 | 37,900 | 41,000 |                                        |
| 同 きたまちア<br>パート3号 | 同 桜町三丁<br>目2-9             | 同                                                   | 1          | 同                | 25,300          | 29,200                             | 33,300                                 | 37,600                                 | 43,000 | 49,600 |                                        |
| 同 長清水アパ<br>ート5号  | 上山市長清水一<br>丁目10-15         | 同                                                   | 1          | 特定目的用<br>(高齢者専用) | 21,700          | 25,100                             | 28,700                                 | 32,400                                 | 37,000 | 42,700 |                                        |
| 同 8号             | 同 10-18                    | 同                                                   | 1          | 同                | 22,800          | 26,300                             | 30,100                                 | 33,900                                 | 38,800 | 44,800 |                                        |
| 同 天童駅南ア<br>パート2号 | 天童市田鶴町四<br>丁目18-22         | 同                                                   | 1          | 一般用              | 22,700          | 26,200                             | 29,900                                 | 33,700                                 | 38,600 | 44,500 |                                        |
| 同 天童南部ア<br>パート1号 | 同 南町三丁<br>目18-1            | 3LDK                                                | 1          | 同                | 29,100          | 33,600                             | 38,500                                 | 43,400                                 | 49,600 | 57,200 |                                        |
| 同 近江アパー<br>ート1号  | 東村山郡山辺町<br>近江1-1           | 3DK                                                 | 1          | 同                | 18,500          | 21,400                             | 24,500                                 | 27,600                                 | 31,600 | 36,400 |                                        |
| 同 塩水アパー<br>ート1号  | 寒河江市大字寒<br>河江字塩水46-<br>1   | 2DK                                                 | 1          | 特定目的用<br>(高齢者専用) | 19,200          | 22,200                             | 25,400                                 | 28,600                                 | 32,700 | 37,800 | 単身可                                    |
| 同 谷地アパー<br>ート1号  | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1 | 3DK                                                 | 1          | 一般用              | 14,500          | 16,800                             | 19,200                                 | 21,700                                 | 24,800 | 28,600 |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成23年2月2日から同月8日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は平成23年2月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成23年4月上旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                   | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                             |
|----------------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|---------------------------------------------|
|                      |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者          |
| 県営若葉東アパ<br>ート2号(244) | 新庄市金沢1281<br>-4 | 3DK  | 63.5                          | 1    | 一般用 | 16,100<br>円             | 18,600<br>円                        | 21,300<br>円                        | 24,000<br>円                        | 27,400<br>円 | 31,600<br>円 | 3<br>月の<br>家賃<br>に<br>相<br>当<br>す<br>る<br>額 |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成23年2月1日（火）から同月7日まで（ただし、郵送の場合は平成23年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

## 5 入居の時期 平成23年4月上旬



公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年1月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称            | 所在地            | 規格                                                   | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |
|---------------|----------------|------------------------------------------------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|
|               |                |                                                      |      |     | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |
| 県営美原アパート3号(B) | 鶴岡市美原町19-23    | 住宅形式<br>3DK<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>77.0<br>平方メートル | 1    | 一般用 | 20,800          | 24,000                     | 27,400                     | 31,000                     | 35,400 | 40,800                     | 3月分の家賃に相当する額               |
| 同 東部アパート1号    | 同 朝暘町6-25      | 同                                                    | 1    | 同   | 13,900          | 16,100                     | 18,400                     | 20,800                     | 23,800 | 27,400                     |                            |
| 同 末広アパート1号(A) | 同 末広町23-63     | 2LDK                                                 | 1    | 同   | 22,200          | 25,700                     | 29,400                     | 33,100                     | 37,900 | 43,700                     |                            |
| 同 3号(A)       | 同 23-60        | 同                                                    | 1    | 同   | 22,200          | 35,700                     | 29,400                     | 33,100                     | 37,900 | 43,700                     |                            |
| 同 川南アパート1号    | 酒田市若宮町二丁目1-1   | 2DK                                                  | 3    | 同   | 15,400          | 17,800                     | 20,400                     | 23,000                     | 26,200 | 30,300                     |                            |
| 同 2号          | 同 1-2          | 同                                                    | 1    | 同   | 15,600          | 18,000                     | 20,500                     | 23,200                     | 26,500 | 30,600                     |                            |
| 同 3号          | 同 1-3          | 同                                                    | 1    | 同   | 16,300          | 18,900                     | 21,600                     | 24,400                     | 27,800 | 32,100                     |                            |
| 同 4号(A)       | 同 1-4          | 3K                                                   | 2    | 同   | 16,600          | 19,200                     | 22,000                     | 24,800                     | 28,300 | 32,700                     |                            |
| 同 4号(B)       | 同              | 同                                                    | 1    | 同   | 16,600          | 19,200                     | 22,000                     | 24,800                     | 28,300 | 32,700                     |                            |
| 同 鳥海アパート3号(A) | 同 富士見町三丁目2-118 | 3DK                                                  | 1    | 同   | 23,600          | 27,300                     | 31,200                     | 35,000                     | 40,200 | 46,400                     |                            |
| 同 3号(E)       | 同              | 同                                                    | 1    | 同   | 22,600          | 26,000                     | 29,800                     | 33,600                     | 38,400 | 44,300                     |                            |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成23年2月4日から同月10日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成23年2月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成23年4月上旬

平成23年 1月28日印刷  
平成23年 1月28日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056